

たんぽぽデイサービス新かんべ 運営規程

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)

(事業の目的)

第1条 ステラリンク株式会社が開設するたんぽぽデイサービス新かんべ（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員 及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の心身的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 4. 前各項に規定するもののほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 たんぽぽデイサービス新かんべ
- (2) 所在地 一宮市今伊勢町新神戸字九反野 18-1

(職員の職種、員数及び職種の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職種の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 常勤(同一敷地内グループホームと管理者兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

生活相談員 2名 常勤専従 1名 (生活相談員)
非常勤兼務 1名 (介護職と兼務)

看護職員 2名

非常勤兼務 2名 (機能訓練指導員、介護職と兼務)

機能訓練指導員 2名

非常勤兼務 2名 (看護職、介護職と兼務)

介護職員 7名

常勤専従 1名

常勤兼務 1名 (事務職と兼務)

非常勤専従 2名

非常勤兼務 1名 (生活相談員と兼務)

非常勤兼務 2名 (機能訓練指導員、看護職と兼務)

従業者は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる。

- (3) その他

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで (日曜日 休み) とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間は、午前10時00分から午後3時10分までとする。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用定員は次の通りとする。

- (1) 1単位 12名 (単独型)

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料等)

第7条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容は次の通りとし、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その方の介護負担割合証に基づく割合の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 日常生活の動作の機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

2. 食費は、実費（400 円）を徴収する。

3. おむつ代等は、実費（一枚 97 円）を徴収する。

4. 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5. 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 生活相談員等は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、一宮市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2. 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を月1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ステラリンク株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。
この規程は、平成25年11月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成26年8月16日から施行する。
この規程は、平成27年7月16日から施行する。
この規程は、平成28年5月16日から施行する。
この規程は、平成28年8月1日から施行する
この規程は、平成29年2月16日から施行する
この規程は、平成30年4月1日から施行する
この規程は、平成30年4月16日から施行する
この規程は、令和1年10月1日から施行する
この規程は、令和3年4月16日から施行する
この規程は、令和3年8月16日から施行する
この規程は、令和4年6月1日から施行する
この規程は、令和5年3月1日から施行する